

「市民目線からの「協働する議会」とは 「市民参画」から「市民自治」の構築を

登別市議会議員を辞職してから一年余りが経ち強く感ずることは、わが市の政策の進捗状況や抱える問題・課題などへの取組みが見えなくなったことです。それは、行政や議会の情報が充分でないことと、市民と行政や議会との関りが少ないことが要因と捉え、議員時代を省みながら、登別市議会基本条例（以下、議会基本条例という）を通して、市民目線で議会からの「市民への情報提供」と「協働する議会」の二点を考えてみました。

登別市議会は、議会だより編集委員会を広聴・公開委員会と改名するなど、「市民への情報提供」について、様々な広聴と情報公開に取り組んでいます。そこで、議会基本条例に目を向けました。第二条（議会の活動原則）一号「市民参画の促進を図るため、議会に関する情報公開と説明責任を果たします」と定めた「参画の促進を図るため、議会に関する情報公開」の意義や目的は何であり、どのような「説明責任」なのでしょう。

また、第七条（市民への説明責任と情報の共有）一項「市民にとって身近で参画しやすい議会を築くため、議会が得た情報は公開を基本とし、重要と判断した課題については、その論点を開示し市民との共有を図ります」と定めた「得た情報は公開を基本」や「重要と判断した課題」の判断基準

は何であり、「市民との共有」を図って何をやるのでしょうか。

これらについて、市民と議会の両者が互いに論議を深めた上での取組みが必要かつ重要です。何故ならば、これらに留意しない情報提供は一方通行的なものとなり、市政状況や市民参加への認識は希薄なものになる可能性が高く、議会に参画し意見などを述べる環境とは言い難いだろうし、折角の情報提供が有益にならないと考えるからです。加えて、様々な情報提供の前段に、市民の自治体財政の理解と把握が必要で、財政に係る情報提供と財政マネジメントに係る市民との勉強会なども留意すべきでしょう。

次に、登別市まちづくり基本条例第一条に掲げる「市民自治の実現」を受け、「市民に軸足を置いた協働する議会の実現のため、議会運営の最高規範として」定めた議会基本条例の前文で謳う「協働する議会」とは何か。同じく前文に議会は、「執行機関である市長との二元代表制のもとで、議決機関としての機能をはじめ…監視や政策提言の役割を持つて」いることから、議会は市民の代表である議員で構成し二元代表制の一翼を担っていることを再認識し、議会の責務を果たす上で、提供した「情報」を咀嚼した市民の意見は必要不可

欠で、それを聴く「時」と「場」の仕組みが大切です。

さらに、議会基本条例には、「市民との協働による議会活動の展開を図るため、市民との議論の場を」（第二条一号）、「市民との意見交換会」（第三条一号）、「公聴会及び参考人制度を積極的に活用」（第九条二号）、「請願・陳情は、市民からの政策提言と受け止め、提案者の説明を聴く場を」（第九条三号）などを掲げており、市民の権利と議会の義務が明白なことから、これに応えるべく積極的な取組みも求められています。

よって、「協働する議会」とは、市民は先述の「情報提供」を受け議会活動に参加し公的な場で発言や論議する権利と、議会は市民からの意見を斟酌するなどに取組む義務との相互関係の仕組みであり、それが「市民参画」と考えます。そして、「市民参画」の中では、様々な案件への「討議」や「協議」、「審議」における市民の関わる度合いも大切であり、その仕組みも熟考する必要があると思います。さらに、議員と議会は、「市民参画」を進化させ、可決・否決・修正などの議会機能も市民と共に行使することを視野に入れた市民主体とする「市民自治」構築に向けても取組むべきだと思います。

本稿の考察で改めて、基本条例の的確な解釈に則った議員・議会活動が基本であり、議員・議会の責務とその対応への期待が大きいと痛感しました。また、新型コロナウイルスによる影響によって社会構造の大転換が生じ、市民と議員・議会が協働する取組み方にも転換が求められ、ウェブ会議などの活用も検討すべきではないかと思えます。へまつやま つつお・前登別市議会議員、議会技術研究会顧問